



島根県報

令和7年6月6日（金）

第 6 2 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

- 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部（情報システム推進課） 2
を改正する規則

【告 示】

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（農 村 整 備 課） 2
土地改良区の定款変更の認可（ ” ） 3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生（水 産 課） 3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の（中 小 企 業 課） 3
変更の届出（2件）
令和7年島根県告示第219号の取消し（港 湾 空 港 課） 5

【公 告】

- 令和7年度登録販売者試験の実施（薬 事 衛 生 課） 5
島根県食品衛生及び麻薬免許システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技（ ” ） 7
の実施
公共測量の実施（3件）（技 術 管 理 課） 11
公共測量の終了（ ” ） 11

【特定調達公告】

- 防災行政無線ネットワーク I P ネットワーク（中継局）再構築業務委託に係る（消 防 総 務 課） 12
随意契約の相手方等
島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借に係る一般競争入札の実施（原子力安全対策課） 12
島根県環境放射線情報システム専用回線調達に係る一般競争入札の落札者等（ ” ） 15

【公安告示】

- 警備員指導教育責任者講習の実施（警 察 本 部） 15

【労委告示】

- あっせん員候補者の告示 19

【正 誤】

- 令和7年3月31日付け島根県報号外第36号中（人 事 課） 20
令和7年3月31日付け島根県報号外第35号中（自 然 環 境 課） 20
令和7年3月21日付け島根県報第601号中（障がい福祉課） 21
令和7年3月28日付け島根県報号外第30号中（教育庁総務課） 21
令和7年3月21日付け島根県報号外第28号中（人 事 委 員 会） 21
令和7年3月28日付け島根県報号外第30号中（ ” ） 22

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定に基づき情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等について、当該手続等を指定する規定を削除することとした。（第3条・別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第59号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第338号

土地改良法等の一部を改正する法律（令和7年法律第14号）第1条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

静間川沿岸土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

清水 啓介 大田市長久町長久口266-10

2 就任年月日

令和7年3月23日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

田平 修二 大田市長久町稲用2番地

島根県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市水上町三久須土地改良区の定款変更を令和7年5月29日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第340号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 江津市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 和江加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 3 西郷加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 4 知夫村加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第341号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

シティパルク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2-22

（変更後）株式会社イズミ 代表取締役 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里3-3-1

(4) 変更の年月日

令和7年4月1日（代表者の氏名）

平成25年11月25日（住所）

2 届出年月日

令和 7 年 5 月 26 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町 1 番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第342号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

令和 7 年 6 月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平田ショッピングセンター V i V A 島根県出雲市平田町1708－ 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ラック 代表取締役 佐藤 一司 島根県出雲市平田町1708－ 1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) 島根イズム	島根県出雲市平田町1708－ 1	井上 隆智	
(有) つぼみ	島根県出雲市国富町823－ 2	田中 百合子	
(有) 風月堂	島根県出雲市平田町486－ 1	久家 正義	
(株) アイティオール	島根県松江市浜乃木一丁目 14－25－101	手嶋 克己	令和 7 年 3 月 21 日 退店
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	
(株) トラスト大創	岡山県岡山市中区浜604－ 3	井上 隆智	令和 6 年 9 月 5 日 退店

(株) あしたの為のD e s i g n	島根県出雲市塩冶町1711-11	布野 カツヒ デ	
-----------------------	------------------	-------------	--

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) 島根イズム	島根県出雲市平田町1708-1	井上 隆智	
(有) つぼみ	島根県出雲市国富町823-2	田中 百合子	
(有) 風月堂	島根県出雲市平田町486-1	久家 正義	
(同) 薄紅	島根県出雲市平田町1708-1	山内 深平	令和7年3月22日 入店
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	
(株) あしたの為のD e s i g n	島根県出雲市塩冶町1711-11	布野 カツヒ デ	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年5月29日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第343号

港湾隣接地域の指定（令和7年島根県告示第219号）は、これを取り消す。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和7年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保

等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和7年10月21日（火）午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、令和7年9月19日（金）までに受験者に通知する。

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 試験願書の請求等

- (1) 島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書し、110円に相当する額の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。
- (2) (1)による場合のほか、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

5 提出書類

試験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載した写真を貼り付けること。） 1通

6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書に貼り納めること。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。この場合、証書の受取人欄は、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

7 試験願書等の受付期間

令和7年7月11日（金）から同月25日（金）まで

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、令和7年7月25日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

8 試験願書等の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

9 合格者の発表

令和7年11月28日（金）に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

10 その他

- (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課（電話0852-22-5259）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、試験願書提出時に申し出ること。

島根県食品衛生及び麻薬免許システムの開発及び運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県食品衛生及び麻薬免許システムの開発及び運用保守業務

(2) 仕様

島根県食品衛生及び麻薬免許システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技仕様書による。

(3) 期間

ア 島根県食品衛生及び麻薬免許システムの開発業務

契約の日から令和8年3月31日まで

イ 島根県食品衛生及び麻薬免許システムの運用保守業務

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

島根県食品衛生及び麻薬免許システムの開発及び運用保守費用

66,230千円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和8年度 13,246千円

令和9年度 13,246千円

令和10年度 13,246千円

令和11年度 13,246千円

令和12年度 13,246千円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）

でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の氏名
- (カ) 代表者の権限
- (キ) 構成員の出資の割合
- (ク) 構成員の責任
- (ケ) 取引金融機関
- (コ) 決算
- (サ) 利益金の配当の割合
- (シ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (タ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (チ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布

ア 配布方法

手交又は電子メールによる。

イ 配布期間

令和7年6月6日（金）から同月24日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 配布場所

5の(3)に同じ。

エ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けて

いる者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 6部
- (10) 見積書 1部

5 書類の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和7年6月25日（水）午後3時まで（持参の場合は正午から午後1時までの間を除く。郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和7年7月17日（木）午後3時まで（持参の場合は正午から午後1時までの間を除く。郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地（島根県庁第2分庁舎3階） 島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生係・薬事係

電話 0852-22-6487・5259 F A X 0852-22-6905

電子メール yakuji@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問について

(1) 質問は、期限までに電子メールにより質問票を提出すること。送信後に必ず到着確認の電話をすること。

(2) 提出期限は、令和7年6月17日（火）午後3時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和7年6月20日（金）午後5時までに、提案競技の参加資格があると通知した者全員に対し、電子メールにより回答する。

8 選定方法

(1) 島根県食品衛生及び麻薬免許システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Food hygiene and Narcotics License System for Shimane Prefectural Government 1set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 17 July 2025
- (3) For further details contact : Pharmaceutical Affairs and Public Health Division, Department of Health and Welfare, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-6487・5259

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年7月1日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
松江市鹿島町片匂地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年7月1日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
松江市鹿島町手結地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年7月1日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
松江市島根町野井地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月24日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 6 年 9 月 17 日から令和 7 年 3 月 24 日まで
- 3 作業地域
大田市三瓶町志学地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
防災行政無線ネットワーク I P ネットワーク（中継局）再構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 5 月 9 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目 10 番 14 号
- 5 随意契約に係る契約金額
61,279,900 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借 一式
（機器調達、設置、配線、調整、保守等一式）
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

令和8年3月31日（火）

(5) 納入場所

入札説明書及び仕様書のとおり

2 入札方法

(1) 入札金額は、仕様書に記載した機器賃貸借に係る月額賃借料の60ヶ月分の合計額とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「4機械器具類」小分類「(5)電気通信機器」）に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

(8) 24時間の保守体制を有し、故障発生の連絡から1時間以内に現地に係員が到着して対応ができること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力防災対策室

T E L 0852-22-5668 F A X 0852-22-5600

電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付

ア 交付期間

本公告の日から令和7年7月3日（木）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所とする。また、同内容を島根県ホームページに掲載する。

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年7月4日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年7月16日（水）午前10時まで

イ 場所

令和7年7月15日（火）までは4の場所とし、それ以降は(2)のイの場所とする。

なお、郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年7月16日（水）午前9時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月16日（水）午前10時

イ 場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県庁6階 防災センター室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額を契約に係る賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約に係る賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Shimane nuclear disaster prevention network system
(Including procurement of machinery and tools, instillation, wiring, adjustment, maintenance etc.) , 1 set
- (2) Delivery Deadline : 31 March 2026
- (3) Lease period : From 1 April 2026 to 31 March 2031
- (4) Deadline for Tender Submission : 10 : 00 a.m. July 16, 2025
(Tenders submitted by post must arrive no later than 9 : 00 a.m. on 16 July 2025)
- (5) Contact Information : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5668

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県環境放射線情報システム専用回線 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

島根県原子力環境センター 島根県松江市西浜佐陀町582-1

3 落札者を決定した日

令和7年5月22日

4 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 北村 亮太 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15-82

5 落札金額

126,009,697円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和7年4月11日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習

(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定により告示する。

令和7年6月6日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

1 実施する講習

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

(2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「新規取得講習1号」という。)	令和7年7月15日(火)から同月18日(金)まで及び同月22日(火)から同月24日(木)まで	9:00~17:00 (7月22日及び同月23日は18:00まで)	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「新規取得講習2号」という。)	令和7年7月15日(火)から同月18日(金)まで及び同月22日(火)から同月24日(木)まで	9:00~17:00 (7月18日は12:00まで、同月22日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「新規取得講習3号」という。)	令和7年7月15日(火)から同月18日(金)まで及び同月22日(火)から同月24日(木)まで	9:00~17:00 (7月18日は12:00まで、同月22日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「新規取得講習4号」という。)	令和7年7月15日(火)から同月18日(金)まで、同月23日(水)及び同月24日(木)	9:00~17:00 (7月18日は12:00まで)	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「追加取得講習1号」という。)	令和7年7月18日(金)及び同月22日(火)から同月24日(木)まで	9:00~17:00 (7月18日は13:00~17:00、同月22日及び23日は18:00まで)	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「追加取得講習2号」という。)	令和7年7月22日(火)から同月24日(木)まで	9:00~17:00 (7月22日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「追加取得講習3号」という。)	令和7年7月22日(火)から同月24日(木)まで	9:00~17:00 (7月22日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「追加取得講習4号」という。)	令和7年7月23日(水)及び同月24日(木)	9:00~17:00	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号
20人程度
- (2) 新規取得講習2号
15人程度
- (3) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号
5人程度
- (4) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
10人程度
- (5) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号
5人程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

- (ア) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(イ) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受付期日	受付時間
新規取得講習 (1号、2号、3号及び4号)	令和7年6月16日（月）から同月20日（金）まで	9：00～11：30及び13：30～17：00
追加取得講習		

(1号、2号、3号及び4号)		
----------------	--	--

イ 受講者の決定等

(7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(4) アの(4)の受付期日満了後の令和 7 年 6 月 23 日 (月)、予約専用電話に電話をかけた者に対して受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(7) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(4) 予約の際には、受講を希望する講習の区分(複数の講習の区分を希望することは、認めない。)、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(4) アの(7)の予約を行い、又はイの(4)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したこととはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(4)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

令和 7 年 6 月 24 日 (火) から同月 27 日 (金) まで及び同月 30 日 (月) の午前 8 時 30 分から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

(7) 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通(写真(申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの)を貼り付けたもの)

(4) 5 の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各 1 通

a 5 の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 5 の(1)のイに該当する者

5 の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5 の(1)のウに該当する者

5 の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5 の(1)のエに該当する者

5 の(1)のエに掲げる 1 級の検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

e 5 の(1)のオに該当する者

5 の(1)のオに掲げる 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(4) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し 1 通

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しな

い。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習2号 38,000円

ウ 新規取得講習3号 38,000円

エ 新規取得講習4号 34,000円

オ 追加取得講習1号 23,000円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

- (2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時50分頃に、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分頃に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職等を次のとおり告示する。

令和7年6月6日

島根県労働委員会会長 原 市

氏名	現職等
飯野 公央	島根県労働委員会公益委員 島根大学法文学部教授
大矢 敬子	島根県労働委員会公益委員 元島根県自治研修所長
鳥居 竜一	島根県労働委員会公益委員 弁護士
原 市	島根県労働委員会公益委員 弁護士
光谷 香朱子	島根県労働委員会公益委員 弁護士
石川 昌平	島根県労働委員会労働者委員

	U Aゼンセン島根県支部支部長
大菅 正樹	島根県労働委員会労働者委員 N T N 鋳造労働組合副執行委員長
門脇 直人	島根県労働委員会労働者委員 山陰電力関連産業労働組合総連合会長
成相 善朗	島根県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会島根県連合会会長
松本 均	島根県労働委員会労働者委員 プロテリアル労働組合安来支部支部長
伊中 和子	島根県労働委員会使用者委員 輝陽礦業有限会社代表取締役社長
遠藤 嘉右衛門	島根県労働委員会使用者委員 株式会社島根情報処理センター代表取締役社長
鶴鶴 順	島根県労働委員会使用者委員 中浦食品株式会社代表取締役会長
高岩 綾子	島根県労働委員会使用者委員 社会福祉法人いわみ福祉会理事
森脇 建二	島根県労働委員会使用者委員 一般社団法人島根県経営者協会専務理事
稲場 康志	島根県労働委員会事務局長
村上 かおる	島根県労働委員会事務局審査調整課長

正 誤

令和7年3月31日付け島根県報号外第36号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から14	4の項第3号	2の項第3号
	上から20	4の項	2の項
	下から15	8の項	6の項
	下から5	20の項第5号	18の項第5号
11	上から9	商工観光課	商工振興課

令和7年3月31日付け島根県報号外第35号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から5	木材	木竹

令和7年3月21日付け島根県報第601号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	上から1	「マイナ保険証」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。	「マイナ保険証」に改める。
15	上から3	ただし、様式第6号の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。	

令和7年3月28日付け島根県報号外第30号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から21	する。」	する」
3	上から12	掲示	提示
	上から15	。」	。）」
4	上から5	第29条の12の5第1項及び	第29条の12の5第1項中「特別急行列車等に」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等に」に改め、同条

ページ	箇所	誤	正
18	島根県教育委員会規則第3号中	中央小学校」	中央小学校」を
19	島根県教育委員会規則第3号中	島田小学校	島田小学校」

令和7年3月21日付け島根県報号外第28号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

3	下から 2	第12条の11の 6 第 1 項及び	第12条の11の 6 第 1 項中「特別急行列車等に」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等に」に改め、同条		
4	下から15	当該転居	で、当該転居		
6	上から 3	等」に	等」に改め		
	下から 3	同条第 3 項	同条第 3 項各号列記以外の部分		
	下から 1	同条第 3 項	同条第 3 項各号列記以外の部分		
15	箇所	誤			
	島根県人事委員会規則第 3 号中	<table><tr><td></td><td>その他のもの</td><td>5 割以下</td></tr></table>		その他のもの	5 割以下
		その他のもの	5 割以下		
		正			
	<table><tr><td></td><td>その他のもの</td><td>5 割以下</td></tr></table>		その他のもの	5 割以下	
	その他のもの	5 割以下			
備考 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。					

令和 7 年 3 月 28 日付け島根県報号外第 30 号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
28	下から 9	第36条の11の 6 第 1 項及び	第36条の11の 6 第 1 項中「特別急行列車等に」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等に」に改め、同条